

2019年10月1日以降に満期を迎えるご契約者のみなさまへ

# GK すまいの保険 主な改定のご案内

平素は三井住友海上の火災保険をご愛顧いただきまして、誠にありがとうございます。当社では自然災害の発生状況等を踏まえ、お客さまに一層の安心と信頼をお届けするために、2019年10月1日以降始期のご契約から、「GK すまいの保険」を改定いたしました。改定の内容につきご理解いただくとともに、引続き三井住友海上にご用命くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。  
※このチラシの内容は、2019年10月以降始期契約における商品の改定について記載したものです。今後の商品改定等により、内容が変更となる場合がありますので、ご了承ください。

## 1 商品構成等の主な変更

### ① 普通保険約款「すまいの火災保険」の新設

- 「GK すまいの保険」の普通保険約款を「家庭用火災保険」から新設する「すまいの火災保険」に変更しました。
- ペットネームは引続き「GK すまいの保険」を使用します。

### ② 商品ラインアップの変更

- 「GK すまいの保険(保険期間5年以下用)」と「GK すまいの保険・スーパーロング」(保険期間6年以上)を統合し、「GK すまいの保険」としました。保険期間は1~10年としました(保険期間6年以上の家財のみ契約も引受可能です)。

### ③ 契約プラン名の改定

- 契約プラン名を改定し補償内容がよりわかりやすい名称にしました。【表1】
- 「セレクト(水災なし)プラン(H5)」、「セレクト(水災、破損汚損なし)プラン(R4)」はマンション等の共同住宅専用です。  
※満期を迎えるご契約が「4つの補償+破損汚損プラン(H5)」、「4つの補償プラン(R4)」の場合を除きます。

【表1】契約プランと補償する事故

○：補償対象、×：補償対象外

改定前の契約プラン名	6つの補償プラン	5つの補償プラン	2つの補償プラン	4つの補償+破損汚損プラン	4つの補償プラン
改定後の契約プラン名	フルサポートプラン	セレクト(破損汚損なし)プラン	エコノミープラン	セレクト(水災なし)プラン	セレクト(水災、破損汚損なし)プラン
プランコード(変更なし)	R6	R5	R2	H5	R4
火災、落雷、破裂・爆発	○	○	○	○	○
風災、雹災、雪災	○	○	○	○	○
水ぬれ	○	○	×	○	○
盗難	○	○	×	○	○
水災	○	○	×	×	×
破損、汚損等	○	×	×	○	×

マンション等の共同住宅専用

### ④ 構造級別の変更

- 「一般物件」の構造級別名称を「住宅物件」の名称に統一しました。

## 2 補償内容の主な変更

### ① 配偶者の定義の見直し

- 配偶者の定義に同性パートナーも含めました。

### ② 保険の対象の拡大および支払限度額の変更(家財)

- 保険の対象を拡大しました。ただし、これらについても「破損、汚損等」の事故については引続き補償対象外となります。【表2】
- 「破損、汚損等」の事故について1事故あたりの支払限度額を「100万円または家財保険金額のいずれか低い額」から「家財保険金額」に変更しました。

### ③ 損害認定限度額方式の廃止(支払限度額方式への統一)

- 現金の盗難等による支払時に採用していた損害認定限度額方式を廃止し、支払限度額方式に統一しました。
- 「損害認定限度額方式」と「支払限度額方式」には、損害の額および損害保険金支払額に違いがあり、「支払限度額方式」の方がお客さま有利となることがあります。【表3】

### ④ 免責金額0万円の新設

- 建物および家財の免責金額(お客さまの自己負担となる金額)で0万円が選択可能になりました。ただし、免責金額0万円を選択した場合でも、家財、家財明記物件特約および自宅外家財特約の「破損、汚損等」の事故は免責金額3千円、居住用建物電氣的・機械的の事故特約の事故は免責金額1万円を適用します。

【表2】新たに保険の対象となる家財 ○：補償対象、×：補償対象外

	家財条項での補償(右記以外の事故)		「破損、汚損等」の事故	
	改定前	改定後	改定前	改定後
無人機・ラジコン	×	○	×	×
携帯電話等	×	○	×	×
眼鏡等、身体補助器具	×	○	×	×
船舶、航空機	×	○	×	×

【表3】例：現金50万円を盗難されたケース(免責金額5万円)

	損害認定限度額方式(損害認定限度額30万円)	支払限度額方式(支払限度額30万円)
損害の額	30万円(損害認定限度額) ※50万円(実際に盗まれた金額) >30万円 →損害の額を30万円にみなす	50万円
損害保険金支払額	25万円 ※30万円(損害の額)-5万円 (免責金額)=25万円	30万円(支払限度額) ※50万円(損害の額)-5万円 (免責金額)=45万円>30万円

### 3 特約等の主な変更

#### ①弁護士費用特約の新設

■日本国内で発生した被害事故によって死傷したり、財物に損害を受け、相手の方に損害賠償請求を行う場合の費用や、法律相談を行う場合の費用を補償する弁護士費用特約を新設しました。



#### ②災害緊急費用特約の新設

■保険の対象の復旧のために負担した仮修理費用や仮住まい費用等を補償する災害緊急費用特約を新設しました。

#### ③居住用建物電氣的・機械的事故特約の改定

■築年数が10年1か月以上の建物を保険の対象とするご契約に、新たに本特約をセットすることはできません。  
※満期を迎えるご契約に本特約がセットされている場合は、引き続きセット可能です。

#### ④「自宅外家財(6つの補償)特約」、 「自宅外家財(4つの補償+破損汚損)特約」の改定

■特約名称を「自宅外家財特約」に変更しました。  
※補償対象となる事故に変更ありません。  
■携行中の家財については、日本国外で起きた事故についても補償対象としました。  
■被保険者の範囲を変更しました。これに伴い、保険の対象も変更しました。【表4】

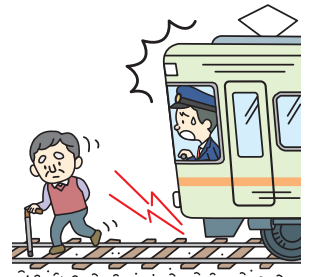
【表4】被保険者の範囲

改定前	改定後
記名被保険者、記名被保険者と生計を共にする親族 <sup>(注)</sup> または記名被保険者の同居の親族	記名被保険者または記名被保険者の同居の親族

(注)これまで補償対象としていた生計を共にする親族の別宅家財等は対象外となりました(例：下宿しているお子さまが下宿先に置いている家財等)。

#### ⑤日常生活賠償特約の改定

■補償内容を拡大し、日本国内において、誤って線路へ立ち入り、電車等を運行不能にさせてしまった場合、財物損壊を伴わない事故も補償対象としました。  
■1事故あたりの支払限度額を1億円から3億円へ拡大しました。  
■日本国外で起きた事故についても補償対象としました(上記の電車等運行不能賠償補償を除きます)。ただし、日本国外の事故は、示談交渉サービスの対象とはなりません。



#### ⑥建物水災支払限度額特約の改定

■特約名称を「水災支払限度額特約」に変更しました。  
■水災支払限度額の適用範囲を家財にも拡大し、水災を補償するすべてのご契約にセット可能としました。  
※戸建契約や家財のみ契約にもセット可能です。

#### ⑦その他の特約の主な変更点

特約名	主な改定内容	
	改定前	改定後
バルコニー等修繕費用特約 ※特約名称を「バルコニー等専用使用部分修繕費用特約」に変更しました。	耐火構造のマンション戸室等のご契約に自動セット	構造を問わずマンション戸室等のご契約に自動セット
受託物賠償特約	日本国内外で受託したものを補償	日本国内で受託したもののみ補償
マンション居住者包括賠償特約	日常生活の賠償事故を補償	日常生活の賠償事故を補償 + 電車等運行不能に関する賠償事故を補償
	特約保険金額   1,000万円、3,000万円、(支払限度額)   5,000万円、1億円	特約保険金額   1,000万円、3,000万円、(支払限度額)   5,000万円、1億円、3億円
類焼損害・見舞費用特約 ※特約名称を「類焼損害・失火見舞費用特約」に変更しました。	【類焼損害条項】 支払限度額   保険期間1年ごとに1億円	【類焼損害条項】 支払限度額   1事故につき1億円

- ◆このご案内は、「GK すまいの保険」の商品改定の概要を記載したものです。上記でご案内した変更点以外にも特約等の改定を行っています。また近年の自然災害の発生状況等を踏まえ、保険料水準の見直しを行いました。詳細は代理店・扱者または当社までお問合わせください。
- ◆ご契約の詳細は、パンフレット、「重要事項のご説明」または「ご契約のしおり(普通保険約款・特約)」等をご覧ください。
- ◆「GK すまいの保険」はすまいの火災保険のペットネームです。

## 三井住友海上火災保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海上 駿河台ビル  
(お客さまデスク)0120-632-277(無料) 東京都千代田区神田駿河台3-11-1 三井住友海上 駿河台新館  
電話受付時間 平日9:00~20:00 土日・祝日9:00~17:00(年末年始は休業させていただきます)  
※2020年10月より平日の受付時間は9:00~19:00に変更となります。  
<https://www.ms-ins.com>